平成２６年（フ）第６３５号
東京都府中市北山町２丁目７番地の10アルコート国立103
債務者　平河内　学
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月７日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第６５２号
福岡市博多区博多駅南２丁目18番１―501号
破産者　豊重　　豊
1　決定年月日　平成26年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２１０号
茨城県小美玉市羽鳥2624番地の12
破産者　有限会社ハセガワ金物
1　決定年月日　平成26年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第５号
鳥取県東伯郡琴浦町大字下伊勢409番地の３
破産者　有限会社山本建設
1　決定年月日　平成26年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２５年（フ）第３１号
広島県安芸高田市吉田町大字山手字大宮1386番地の１
破産者　有限会社栄翔開発
1　決定年月日　平成26年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所三次支部

平成２５年（フ）第６６号
福島県郡山市富田町字天神林11番地の28
破産者　株式会社ハニーサックル・デイズ
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第２２１８号
神奈川県鎌倉市上町屋524―３
破産者　株式会社ビバリーライフ
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５４７号
横浜市西区東久保町11番12号
破産者　有限会社仲尾工務店
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７５４号
横浜市西区みなとみらい５丁目３番１号
破産者　株式会社ＯＰＥＮＧＲＡＳＳ
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４７号
岐阜県中津川市茄子川1768番地16、商業登記簿上の本店所在地岐阜県中津川市千旦林1115番地の６
破産者　有限会社フロイデル
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第９５号
愛知県新城市乗本字川向６番地５
破産者　有限会社山一建設
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第１５号
徳島市紺屋町５番地の３
破産者　有限会社ＱＵＡＬＩＴＹ
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１６号
徳島市末広１丁目２番73―301号
破産者　有限会社ＴｗｏＳｔｅＰ
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

破産手続終結

平成２５年（フ）第２７号
奈良県吉野郡吉野町大字丹治11番地
破産者　株式会社井本
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所五條支部

平成２４年（フ）第１４３６号
東京都八王子市暁町２丁目21番16号
破産者　安藤　尚生
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２７１号
愛知県一宮市北小渕字大日48番地
破産者　株式会社タカハシ化成
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第７９号
滋賀県彦根市小泉町１番地259
破産者　有限会社ケー・アンド・エス
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第１９９号
山口市鋳銭司5710番地４
破産者　有限会社ティー・ゾーン
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１９５１号
北海道江別市朝日町23番地の30、申立時の住所北海道江別市幸町３番地の13
破産者　谷口真理子
1　決定年月日　平成26年８月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部